

韓国の農地制度と農業問題

桜井 浩

はじめに

農産物市場の開放というかつて経験したことのない問題に直面した韓国農業は重大な試練を経験しようとしている。経営面積平均一・二ヘクタールという小規模な稲作を中心とする農業は日本の農業と共通する点が多い。

しかし、兼業の機会が少ない韓国では今日でも専業農家が約六〇パーセントを占めること、一九六〇年代以来工業化推進が経済政策の中心であり農業の基盤整備などが遅れていること等の点で日本と違いが見られる。工業化の急速な進展とともに農家人口は都市への流出を続け、全人口に占める比率は近年十数パーセントに低下し、国民総生産の中で農業の占める割合も十パーセント以下となつた。とはいっても、およそ一八〇万戸、七〇〇万人が農業に依存して生活しており、食料供給、環境保全等の面からみても農業のはたしている役割は依然大きい。

以下では、農地改革後の土地制度を中心として韓国農民が直面している問題を見ることにしたい。

一 農地改革の骨子と土地制度

韓国の農地改革は「耕者有田」の原則を実現する為、①政府買上げ有償分配、②自作地の3町歩上限制、③小作、賃貸借、委託経営

表1 農地法制定過程の論點推移

回 数	農地法の規定内容			最終處理	中断事由
	所有資格	所有上限	貸貸借		
I (1958~59)	農民	3町歩	禁 止	法制處	3.15選舉
II (1961~65)	農民	3町歩	禁 止	農林部	民政移譲
III (1967~68)	自耕・自営・農企業	3町歩・企業農に緩和	規 制	國會廢棄	
IV (1969~71)	自耕・農産法人	3町歩・法人に緩和	規 制	共和黨	與黨保留
V (1971~77)	農民・農事組合	(上向調整)	規 制	共和黨	與黨保留
VI (1978)	農民・農事組合	8町歩	許	民正黨	與黨保留

資料：韓國農村經濟研究院、『農地制度改善關係資料集』、第1~6輯、1983。

の禁止を主な内容として一九五〇年実施された。

この改革の枠組みを制度として定着させる為の法律が必要と考えた農林部（日本の省に当る）は一九五八年「農地法案」を作成した。

しかし、この法案に対する学会や言論界の反対が激しく、政府はこの法案を撤回してしまった。学会や言論界では当時農地改革法が改革後の制度も保証すると考えていたためと思われる。

事実日本の最高裁に当る大法院も一九六〇年七月七日、農地改革法は小作地に対しても今後も繰り返し適用されるという判決を下し、制度法としての役割をはたすという見解をしめした（農林部農地局「農地ニ関スル大法院判決集」中「一九六九年 五一（ページ）」）。しかし大法院は翌六一年七月一三日の判決において、上記判決を覆し、農地改革法は時限立法であり、適用は一回限りとするという解釈を示し、以後この解釈が定着することになった（同上書、上二三一ページ）。この結果韓国では、農地改革の成果を守る制度はないこととなり、小作地の保有、三町歩以上の所有等も何ら違法ではなくなった。

この問題と関連して、農林部は一九七三年に至り、農地改革法の自作地三町歩上限規定について法務部に問い合わせたのに対し、法務部はこの規定は農地改革の実施時のみに適用される分配制限であり、所有制限ではないという見解を示した（農村経済研究院『農地制度及ビ農地歩全ニ関スル調査研究』一九八四年、九一ページ）。

にもかかわらず、学会や言論界では依然として農地改革法が制度的な側面を持っているという考えが強く、政府が新たに農地法を制定しようとするたびに、農民を守るという観点から強い反対がおこるということが繰り返されてきた。その経過は表一に示した。一九

六〇年代末からは農地の所有資格、その上限など法案の内容が経済状況の変化に応じて変化している。

二 小作地の増加

以上で述べた通り、韓国では農地制度が確立されない状態が続いてきた。農地改革が一段落した一九五〇年代末期、全耕地に対する小作地の割合は八パーセント程度であったが、その後小作地が徐々に増加し、一九八八年には三四パーセント、七三万ヘクタールに達した。このうち約七〇パーセントが非農家の所有地と推定される。また、小作地所有者の構成は農家四〇パーセント、挙家離村者三〇パーセント、在村非農家一〇パーセント、都市の投機家一〇パーセントと推定が行われている。こうした結果、全農家の三分の二は自小作農となった。しかし、小作地の所有者は都市の投機家を除いて、労働力が減少したり、挙家離村した農民などで、農地改革前のように大規模な地主はいないし、小作料を目的としたものでもない点で改革前の地主とは異なっている。

一九六〇年代以来小作料は現物で五割と云われてきたが、近年は農地の借り入れ希望者が少なく休耕地がはじめ、しかも急速に増加しているという状況のもとで、小作料も水田で四〇パーセント、畠では二〇パーセントといわれている。

三 農地賃貸借管理法

小作地が全耕地の約三分の一に達した一九八六年末「農地賃貸借管理法」が制定された。この法律の主な内容は①書面による契約、②賃貸借期間は三年以上、③賃貸借料の上限は地域別、農地等級別、

作物別に市・郡条令で定めるなどであり、農地の賃貸借関係を規制するとともに、経営規模の拡大を狙つたものであった。しかし、却つて小農の規模拡大の妨げになるという理由で施行反対が強く、三年八ヵ月後の九〇年九月になって初めて施行された。この法律の効果はまだ不明である。

このほか韓国政府は農業振興地域の指定制度、土地購入資金の支援等により、二〇〇〇年までに経営規模を平均一・七ヘクタールに拡大する政策を推進している。

しかしながら、農地の均分相続制による分散、土地基盤整備の遅れ等があり、仮に規模拡大が実現してもそのメリットを引き出すことは容易でないと思われる。

おわりに

韓国は八五年のG五会議以後の有利な経済条件をフルに生かし、輸出を拡大し貿易黒字を実現した。九〇年代に入つて貿易は再度赤字になつたがこの間IMF八条国移行（一九八八年）、GATT十一条国移行（一九九〇年）を実現した。アメリカに対する貿易黒字が急増したこともあり、アメリカから農産物市場の開放を強く迫られた。また、韓国政府内に於いても自由貿易論が強く農産物の市場開放も進んでいる。

若い労働力は都市に流出し、農繁期の労働力不足と労賃の上昇、農業後継者の減少（九一年の新卒後継者は四〇〇〇人）、農村青年の結婚難等が続いている。

市場開放に伴い中国から山菜や胡麻、唐辛子、大蒜などの換金作物が輸入されるようになり、これも農民に打撃を与えていた。

こうした条件下で農民はますます農業経営の展望を持つことが困難になつており自殺に追い込まれる農民もでている。ガット・ウルグアイ・ラウンドが妥結すれば、農民は一層困難な立場に追い込まれることになる。韓国の農民、農業はいま大きな試練を迎える。（久留米大学）